

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p> 第二条（略） 2～7（略） 8 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及び法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ一人出席しなければ、議事を開き、議決することができない。 9・10（略） </p>	<p> 第二条（略） 2～7（略） 8 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ一人出席しなければ、議事を開き、議決することができない。 9・10（略） </p>